

第51回 地方分権改革有識者会議
第146回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和4年11月11日（金）14：00～15：38

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、木野隆之議員、
小早川光郎議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、大橋洋
一構成員、小早川光郎構成員

（小早川光郎構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕和田義明内閣府副大臣、自見はなこ内閣府大臣政務官、田和宏内閣府事務次
官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣
府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）今後の計画行政の方向性について
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから、第51回地方分権改革有識者会議と第146回提案募集検討専門部会の合同会議を開催したいと思います。

議員及び構成員の皆様方には、万障繰り合わせて御参加いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

本日は、御多用中にも関わりませず、自見内閣府大臣政務官に会議室にての御臨席を賜っております。どうもありがとうございます。後ほど自見政務官から御挨拶を頂戴いたしますが、その際、カメラが入室いたしますので、御承知おきいただければと思います。

また、自見政務官は、公務のため、途中で退席されます。この点も御承知おきいただければと存じます。

和田内閣府副大臣におかれましては、後ほど御出席いただける予定となっております。

本日の議員及び構成員の皆様方の出席状況でございますが、有識者会議の後藤議員、勢一議員、提案募集検討専門部会の野村構成員は、所用のため、御欠席と伺っております。

それでは、ここでカメラの入室をお願いいたします。

（カメラ入室）

（神野座長） それでは、冒頭申し上げましたように、初めに自見政務官からお言葉をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

（自見政務官） 皆様、こんにちは。お世話になっております。内閣府の大臣政務官を拝

命しております自見はなでございます。

本来でしたら岡田大臣がこちらの場で御挨拶すべきところ、公務が重なりまして、私の方で御挨拶をさせていただきます。

神野座長をはじめとした各議員、構成員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただいております、誠にありがとうございます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様においては、前回9月2日の合同会議以降も各府省庁から2度のヒアリングを行い、熱心な検討をしていただいているところであり、心から感謝を申し上げたいと思います。

私自身も内閣府大臣政務官を拝命いたします前に厚生労働大臣政務官を拝命いたしておりまして、コロナの初動の9か月間の政務官としての任に当たり、その間も都道府県や市区町村などの皆様とともに感染症法の枠組みの中で連携して作業させていただいております、今回のテーマに個人としても非常に大きな関心を寄せているところでもございます。

本年の重点募集テーマといたしました計画策定等につきましては、医療計画とがん対策推進計画等の関連の深い複数の計画を一体のものとして策定することが可能であることを明確化するなど、地方から寄せられた支障の解消につながるような対応ができる目途が立ったところであり、国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資することになると期待をしております。

この計画策定等に関しましては、先般、11月7日の全国都道府県知事会議において岸田総理から御発言がありました。その中で、計画策定以外の手法に見直すなどの計画策定そのものの改革を進めること、計画策定のための事務負担の軽減、事務負担の改革を進めること、計画策定を含む法案等の情報をいち早く地方公共団体にお届けし、確認していただくことが重要であり、これらを推進する仕組みを年末に策定する対応方針に位置づける方針が示されました。これを踏まえて本年の対応方針を策定したいと考えております。

また、もう一つの重点募集テーマであるデジタルについても、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を拡大することで地方公共団体における必要な情報の確認が容易になるなどの対応ができる見込みです。こうしたデジタルの活用を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化、簡素化につながるものと考えております。

本日の皆様方の議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において本年の対応方針を決定したいと考えております。

それでは、本日も活発な御議論を何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、恐縮でございますけれども、カメラの皆様方には御退室いただければと存

じますので、御協力いただければと思います。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

議事次第を御覧いただければと思いますが、本日、2つ議題を用意しております。主要な議題は第1番目の「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について」ということでございます。さらに、「今後の計画行政の方向性について」という2つの議題を準備させていただいておりますので、御審議をいただければと存じます。

まず、最初のテーマについて、提案募集専門部会の会長として御尽力をいただいております高橋部会長から提案募集検討部会での審議報告を頂戴できればと思いますので、よろしくをお願いします。

(高橋部会長) 高橋でございます。

それでは、簡潔に御報告をさせていただきます。

資料1、2枚紙を御覧いただければと思います。

前回は9月2日ございました。前回の有識者会議の後、10月に行いました関係府省からの2次ヒアリングにおきましては、5日間にわたって重点事項68項目のうち、36事項についてヒアリングを行いました。8月に行いました1次ヒアリングよりさらに深掘りをした議論を行いまして、本日の対応方針の取りまとめに向けて提案に対する各省の対応について明確にするよう努めたところでございます。

これらのヒアリングに向けた論点整理等を含めまして、合計で45時間に及ぶ検討を行い、その中で多くの重要な課題について真剣かつ有意義な議論を行うことができました。その結果、後ほど事務局から御説明がございまして、本年の提案募集の取組におきましても、多くの提案について各省から前向きな対応を引き出すことができました。地方の現場の支障について解決が図れる見込みでございます。

政府におかれましては、現在の調整中の案件も含めまして、年内の閣議決定に向けて最終的な詰めを行っていただきますよう、お願いを申し上げます。

また、先程、自見政務官よりも御紹介がございましたが、計画の在り方全般につきましては、先日11月7日に行われました全国都道府県知事会議におきまして、岸田総理から国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方、及び地方六団体への早期の情報提供について、対応方針において決定していく旨、御発言があったと伺っております。

実際に作業を実施しました私の所感といたしましては、既存の計画を含めて計画体系の整理がされるような仕組みを検討する、計画の総量について規制をする、制度の企画立案に当たって計画以外の適切な行政手法を採用する、適切な事務負担の下での計画的な計画行政を推進する、このような作業に資するような検討の視点・基準を検討する、といった取組が必要ではないかと考えており、これまでも申し上げてきたところでございます。

後ほど事務局から今後の進め方について説明がありますとおり、今回、対応方針に国・

地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方について盛り込むことで、このような問題意識についても検討を進める第一歩が踏み出されつつあると考えております。

今後、方向性について大いに議論した上で、なるべく早期に結論を出せるように取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。専門部会の部会長及び構成員の皆様方の多大な御努力に対して深く感謝を申し上げます次第でございます。

それでは、議題の第1番目の議題と第2番目の議題につきまして、連続して事務局から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(細田参事官) 参事官の細田でございます。

それでは、事務局から資料2、通しのページ番号で申し上げますと3ページ以降になりますが、これによりまして、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案について御説明いたします。

先程、高橋部会長からも御説明いただきましたように、提案募集検討専門部会の審議も踏まえて各省と調整をいたしまして、対応方針が概ね固まってきているところでございます。これにつきましては、例年同様、12月の閣議決定を目指しておりまして、この内容の本体は資料5でございますが、本日は資料2から4を中心にその概要を御説明させていただきます。

それでは、通し番号の3ページ、資料2を御覧いただけますでしょうか。

まず、一番上ですけれども、基本的考え方としまして、例年どおり提案募集方式を導入しましたということと、地方分権改革の推進が地方創生における極めて重要なテーマであるということ掲げております。

続きまして、2番の一括法案の提出等でございますが、法律改正事項については通常国会に一括法案等を提出することを基本としますということ、現行規定で対応可能な提案については地方公共団体に対する通知等によって明確化をしていきますということ、それから、引き続き検討を進めるようなものにつきましては、適切にフォローアップを行い、逐次有識者会議に報告させていただきますということを記載しております。

4つ目の〇が、今回新しく記載させていただいております。計画策定等につきましては、ナビゲーション・ガイドの作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について、内閣府への事前相談に加え、地方六団体へ早期に情報提供を行うこととするところがございます。

こうした計画策定等の記載につきましては、先程、自見政務官からも御紹介いただきましたように、11月7日の政府主催の全国都道府県知事会議におきまして、本有識者会議の議員でもいらっしゃる広島県の湯崎知事からの御発言に対しまして、岸田総理からお答えした方針を踏まえて記載しているものでございます。

ナビゲーション・ガイドについては後ほど御説明させていただきます。ここでは法律

案等の情報提供に係る記述について御説明申し上げます。

これまでも、計画策定等を含む義務付け・枠付けを内容とする法律案等につきましては、各府省から内閣府に対して法令協議に先立って事前相談を頂くとともに、地方自治法に基づき、地方六団体に対し情報提供を頂いておりました。この地方六団体の情報提供につきましては、地方分権改革推進委員会の第三次勧告及びそれを受けた閣議決定におきまして、各府省において適切な対応を行うことが盛り込まれております。しかしながら、本年2月の有識者会議におきまして湯崎議員からも御指摘を頂いておりますように、地方六団体への情報提供が実際には直前になる場合がございます。そのため、今回、対応方針に早期の情報提供について明記をする考えのものとございます。

続きまして、一番下の3の対応状況でございます。今回、235件について内閣府と関係府省との間で調整を行いました。提案募集検討専門部会での御審議等、先生方に御尽力をいただきました。また、関係省庁にも真摯に御対応いただきました結果、235件のうち、約9割については何らかの対応ができるという成果を得ることができたところでございます。

4 ページを御覧ください。

主な対応ということで、13項目ほど掲げさせていただいております。重点募集テーマに関するものとしまして、左側に計画策定等が5項目、右側、デジタルに関するものが5項目、下にその他ということで3項目ございますが、それぞれにつきまして5ページ以降で1項目ずつポンチ絵を付けておりますので、本日、お時間を頂く形で恐縮ですが、こちらで順次御説明をさせていただきます。

まず、計画策定等の関係でございますが、5ページを御覧いただけますでしょうか。

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止でございます。公立大学法人におきましては、毎年度、年度計画を策定するとともに、設立団体における評価委員会による年度評価を受け入れているところでございます。国立大学法人においてはそれらが今年4月には廃止されておりますことから、この例を踏まえて、公立大学法人につきましても年度計画及び年度評価を廃止するものでございます。

6 ページを御覧ください。

地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直しについてでございます。現行、地震防災緊急事業五箇年計画については、国土強靱化地域計画と内容が一部重複したり、協議先が多岐にわたることなどから、事務負担が大きくなっております。

左下でございますように、今回、国土強靱化地域計画との一体的策定が可能である旨を明確化しまして、また、協議手続の簡略化や進捗状況調査を廃止することで、地方公共団体の計画策定等に係る負担が軽減されて、防災対策の実施に注力できるようになり、地域住民の皆様の安全・安心につながるということを考えているところでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

日本語教育推進に関する地方公共の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化に

ついてでございます。現行、日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定につきましては、国の基本方針を参酌して地方公共団体が定めることが努力義務として規定されておりますが、地方公共団体とされているだけでございまして、都道府県と市町村の役割分担が不明確である。また、ほかの計画との一体的策定やほかの団体との共同策定の可否も不明確な状況にございました。

このため、今回、ほかの計画との一体的策定や共同策定について可能であるとした上で、都道府県が基本的な方針を策定すれば市町村が基本方針を策定する必要がないことについても通知により明らかにすることで、柔軟な対応ができるようにするものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化についてでございます。現行、都道府県が医療計画を策定する際、がん、脳卒中、心筋梗塞等の治療・予防に関する事項を記載しなければならず、また、個別疾患に係る計画としてがん対策推進計画や循環器病対策推進計画を策定しなければならない状況にございます。

今回、医療計画とこうした計画を一体的に策定できることを明確化することによりまして、計画に基づく施策の実施に集中できるようになり、ひいては住民の皆様に対する医療の改善や分かりやすさの向上を図るものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化についてでございます。現行、空き家対策総合支援事業の補助事業の実施に当たっては、法定の計画と補助要綱に基づく計画の2つを作る必要がございます。

今回、この両計画の内容を含んだ総合実施計画を策定することで、補助事業な実施を可能にするものでございます。

10ページを御覧いただけますでしょうか。

ここからがデジタルに関するものでございます。

10ページ、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大についてでございます。ここにあります所有者不明土地法に基づく事務、森林法に基づく事務などで市町村がほかの市町村などに住民票の公用請求をするということがありますけれども、この件数が膨大でございました。

今回、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにしまして、行政事務の効率化や申請等の手続負担が軽減されるものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

戸籍情報連携システムの利用事務の拡大でございます。現行、空き家の所有者の特定等のために、市区町村の職員が戸籍謄本等の公用請求を行う場合には本籍地の市区町村への請求が必要ですが、郵送でやり取りする機会が多く、1か月程度の日数を要しているという状況にございます。

左下にございますが、令和5年度末に稼働予定の戸籍情報連携システムを利用することによりまして、職員が本籍地の市区町村へ請求をしなくても、当該市区町村において戸籍情報を取得することを可能とすることで、速やかに住民の皆様の生活環境に影響を及ぼす管理不全空き家への対応が可能となるというものでございます。

次に、12ページを御覧いただけますでしょうか。

固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直しでございます。現行、都道府県の不動産取得税に係る課税事務につきまして、市町村が登記所から通知される登記情報に加えて、固定資産ごとの固定資産評価額を都道府県に通知していますが、登記1件ごとにこれを手書きで書き写す場合もあるなど、事務に多大な負担が生じております。

左下にございますが、令和8年度からシステムの標準化の取組によって市町村が固定資産評価額等を電子データにより出力できる予定でございまして、併せて市町村から都道府県へオンラインで注意することも可能にすることで事務負担が軽減されるものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直しについてでございます。令和6年度から32の国家資格の手続についてオンライン化される予定でございまして、全国通訳案内士などの5資格はこれに含まれておらず、また、32資格のうち、管理栄養士等の一部の資格における免許申請時の手続は都道府県を経由して行う必要がございます。

左下にございますように、これら5資格をオンライン化の対象に追加すること、そして、オンライン手続時の都道府県経由事務を不要とすることについて検討することとしておりまして、これが実現すれば申請者、都道府県双方の負担軽減が期待されるところでございます。

次に、14ページを御覧ください。

セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等でございます。現行、中小企業者の方々がセーフティネット保証の市区町村長による認定申請をするに当たりまして、来庁または郵送による手続をする必要がございます。

今回、この申請手続をオンライン化することで、中小企業者の方々の利便性の向上と市区町村の事務負担の軽減を図るものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

ここからはその他の事項を3項目御説明させていただきます。

15ページ、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用可能とすることについてでございます。現行、被災住宅について罹災証明書発行のための被害認定調査を行う際、住家の構造等の情報が必要になります。この情報は固定資産課税台帳を利用すれば容易に取得できますが、地方税法上の秘密に該当するた

め、現在は利用できない状況でございます。

左下でございますとおり、被害認定調査において固定資産課税台帳の情報を利用することを可能とすることによりまして、迅速かつ円滑な罹災証明書の発行が可能になるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受験資格の見直しについてでございます。現行、建築基準法によりまして、地方公共団体において建築確認の事務を行う建築主事は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならないとされておりますが、当該検定の受験資格は一級建築士に合格して、その後、実務経験2年以上という要件が課されておまして、建築主事の安定的な確保に支障が生じている状況でございます。

左下でございますとおり、受験の段階では実務経験を不要とすることによりまして、建築確認関係事務の執行体制の確保を図るものでございます。

17ページを御覧ください。

生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直しについてでございます。現行、国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合、世帯主の方から市区町村に国民健康保険の資格喪失の届出をしていただく必要がございますが、世帯主からの届出がない場合には、市区町村では勧奨通知の送付等の事務負担が生じております。

左下でございますとおり、市区町村において、国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始したことを把握できる場合には、被保険者の資格喪失に係る届出を省略可能とすることで世帯主の方も市区町村も負担が軽減されるものでございます。

こうした取組状況を踏まえまして、18ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらの右下でございますけれども、全体を通しまして実現対応という割合が90.6%となっているところでございます。

次に、資料3の御説明をさせていただきたいと思っております。

本年の重点募集テーマとしました計画策定等とデジタルについて対応結果をまとめております。

資料3の右下19ページでございますが、令和3年及び令和4年の2か年にわたって重点募集テーマとさせていただきました計画策定等の対応結果をまとめたものでございます。

上から2つ目の○にございます令和3年の29件、令和4年の64件の提案について、調整結果を分類しますと、下の表でございますが、「1 計画等そのものを廃止するもの」が1件、「2 計画等の義務付け等について緩和するもの」が5件、「3 ほかの計画と一体化、統合策定またはほかの手段と代替することを可能とするもの」は28件などとなっております。なお、「8 見直しについて引き続き検討を行うもの」は18件となっ

ているところでございます。

次の20ページは分類ごとの主な例を示したものでございまして、続いて、21ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは本年のもう一つの重点募集テーマとさせていただきましたデジタルについてでございます。上から2つ目の〇にございますように、合計45件についてデジタルに関する対応が実現するなどいたしました。

内訳としまして、資料の左側、行政機関間の情報連携等に関するものについては、住民基本台帳ネットワークシステムの利用によりまして情報の確認が容易になるものや、マイナンバー制度による情報連携等によって添付書類の省略を可能とするもの等として18件、資料の右側、手続のオンライン化・改善については、書面による手続をオンライン化するものやシステム改善等により事務を効率化するもの等として27件がございます。

続きまして、資料4を御覧ください。

今回の重点事項68項目のうち、先程、資料2により説明したもの以外の主なものを御説明させていただきたいと思っております。

右下にございますページで24ページを御覧ください。

これの下の方、障害支援区分認定調査のオンライン化についてでございます。現在、コロナ禍において特例的にオンラインによる認定調査を実施しておりますが、これを当分継続しながら、地方公共団体の事務負担軽減策を検討し、今年度中に結論を得ることとしております。その上で、コロナ終息後においても、情報通信技術の進展も踏まえ、新しい技術を活用した認定調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を経て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

右下のページで26ページを御覧ください。

認定こども園に係る認可・認定における事前協議の廃止についてでございます。指定都市における認可・認定に当たって、都道府県への事前協議を廃止してほしいという内容の提案でございますが、対応結果の①として、地方公共団体のアンケート調査の結果を踏まえて検討し、これは要望の実現を求める声が多かったというものでございますけれども、これを踏まえて検討し、令和4年に結論を得る。そして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものでございます。

続きまして、31ページを御覧ください。

上から2つ目、大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止についてでございます。氏名だけの変更の場合にも公告縦覧や意見聴取等の都道府県の事務が生じるところ、届出を廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとするものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

下の方でございます。総合保養地域整備基本構想、いわゆるリゾートに係る主務大臣協議の廃止についてでございます。協議を廃止し、届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずるとするものでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

これの下の方ですけれども、都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略についてでございます。都道府県及び保健所設置市等の事務負担の軽減のため、監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容は都道府県等の判断により簡素化することが可能であることを通知するとともに、国の指針におきまして、監視指導計画の記載事項について、毎年度の変更が必要と考えられる事項と都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことができる事項を明確化するよう、指針の改正を行うというものでございます。

次に、50ページを御覧ください。

こちらの上の方でございますけれども、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画に関して、ほかの計画と代替可能とすることについてでございます。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律上、当該交付金の交付要件として作成が求められている施設整備計画に関しまして、必須の記載項目の一部を地方公共団体の判断により任意に記載する項目へと弾力化するとともに、ほかの計画からの引用を可能とするなどの措置を令和4年度中に講ずるとするものでございます。

これに加えまして、建築計画については、当該交付金に関する需要調査という目的に照らしまして、調査項目を見直すなど、地方公共団体の負担軽減方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしているところでございます。

資料4は以上でございます。

資料5は対応方針の本体になるところでございますが、続きまして資料6を御覧ください。

こちらは、令和3年度以前の提案について進捗状況をフォローアップしましょうということで、積み残しになっていた案件及び定期の点検を行う案件についての状況報告でございます。

大部にわたりますが、1つだけ御紹介させていただきます。189ページを御覧ください。

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止についてでございますが、測定結果の報告や公表の事務負担を軽減する方向で検討するとされていたところですが、令和5年度中に省令を改正して、政府共通の電子申請システムを利用した手続を可能として、自治体の事務負担を軽減することになりました。

以上が資料6でございます。

最後に資料7を御覧ください。

計画策定等に係る今後の進め方でございます。先程、御説明いたしました対応方針案にも記載しておりますけれども、今年6月に取りまとめられましたいわゆる骨太の方針2022の基本原則に沿った対応となるよう、これまでの提案募集等の結果を踏まえて、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行っていきたいと考えております。ナビゲーション・ガイドは、今後、計画策定等に関するワーキンググループにおいて御検討いただき、本有識者会議にお諮りすることを考えているところでございます。

計画策定等に関しましては、先程も申し上げましたように、先頃の全国都道府県知事会議で広島県の湯崎知事の御発言への岸田総理のお答えにございましたように、計画の策定そのものの改革と計画策定に係る事務負担の改革の両方からの改革が重要であると考えているところでございます。また、計画行政が国・地方双方にとって効率的・効果的なものとなりますように、いわばウィン・ウィンの結果が得られますように取り組んでいくべきものと考えているところでございます。

ナビゲーション・ガイドは、そうした考え方の下、計画策定等に関するワーキンググループの先生方に御指導いただきながら検討していければと考えております。

検討に当たりましては、本年2月の本有識者会議で御了承いただきました計画策定等における地方分権改革の推進に向けての内容に加えて、先程、高橋部会長から御指摘いただきました計画体系の整理、計画以外の適切な行政手法の採用、適正な事務負担なども重要な検討課題とさせていただきたいと考えております。また、同じく、今ほど高橋部会長から御指摘をいただきました計画の総量についての規制についても、計画策定等の見直しに係る進捗状況の把握といった観点から、何らかの指標設定ができないか検討してまいりたいと考えております。

この資料の下の方、計画策定等に係るこれまでの取組のフォローアップとしまして、「計画の策定等に関する条項の一覧」の更新や各府省の自主的な見直しについての進捗状況の把握を行ってまいりたいと考えております。

長くなりまして恐縮でございます。私からの説明は以上でございます。

(加藤室長) 地方分権改革推進室長の加藤でございます。

資料7につきまして、私の方からも追加で発言させていただければと存じます。

計画策定等に関しましては、2年間、重点募集テーマということに位置付けまして、個別に地方公共団体から提案を出していただきまして、議論、検討してまいりました。資料3にありますように、支障解消という観点では実質的な成果を積み上げてきたものと考えております。

これらの議論、検討の過程で、計画策定等に関わる行政の進め方に関しまして、こうすればいいとか、あるいはこういうやり方があるというような一定の知見が蓄積されたのではないかと認識しております。

また、既に言及がございましたが、個別の計画のみならず、計画全体につきまして整理、改革に向けた議論の必要性が浮かび上がってきたところでございます。この延長線上に先日の総理発言があったと受け止めております。こうした点も踏まえまして、今般、初めの一步ということになろうかと思っておりますが、対応方針に取っかかりとしての記述を盛り込みたいと考えております。

対応方針の位置付けを踏まえまして、計画策定等に関するワーキンググループにおきまして大いに議論を頂きたいと存じます。その議論、検討を経まして、できる限り早い機会にこの会議における議題に供しまして、ナビゲーション・ガイドの成案を得たいと考えております。その上で、ナビゲーション・ガイドにつきましては政府全体の方針として決定にこぎ着けていければと考えております。

それができない場合は、ナビゲーション・ガイド、それぞれの所管行政、分野におけます各種計画に当てはめまして、そこに私どもは後押しして検討に加わることになるかと思っておりますが、その整理、見直しを進めていければと考えております。

地方公共団体のみならず、国の府省におきましてもこの計画策定等の手法によることによりまして、多大な事務負担に苦心されている面もあろうかと存じます。ただ、計画策定という手法がごく自然な一般的なものとのこの界限で受け止められている結果といたしまして、それ以外の手法、あるいはそれにとどまらないやり方でもできる計画的な行政の推進の検討が十分行われていないのではないかという受け止めもございます。

ナビゲーション・ガイドを示すことによりまして、計画策定等、従来の手法にこだわらない効率的・効果的な行政手法が各府省に認識されまして、広がっていけばと考えております。そして、地方公共団体の側から見ましても、従来に比べますと、たくさん木が生い茂ったような計画の分厚い森があるということから、すっきりした見通しのよい風景が広がるという状況にこぎ着けられればと思っております。

これから、計画策定等に関するワーキンググループの先生方をはじめといたしまして、議員の皆様方にも大いに議論、検討ということで御協力いただくことになろうと思っておりますが、よろしく願いいたします。

今日はその取っかかり始めということで、この進め方につきまして大いに闊達な御意見を頂戴できればと考えております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

部会長、さらに事務局から、分かりやすく工夫していただいた資料に基づいて対応方針案と計画策定等について御説明をいただきましたので、これに対して御審議を賜ればと思います。

御意見、御質問のある方々に御発言を頂戴したいと思います。初めに、事前に資料も提出していただいております湯崎議員から御発言いただければと思います。

湯崎議員、御発言をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(湯崎議員) 今回の提案募集につきましても、大変皆様には御尽力いただきまして、特に高橋部会長をはじめとする部会の先生方には、丁寧な審査をしていただきまして本当にありがとうございます。

今回、資料2の最後のページ、全体を通して言うと18ページになりますが、地方提案に関する対応状況を見ましても3年連続9割を超えるという状況になっておりまして、かなり多くの割合で地方の思いを酌み取っていただいていると思っております。本当にありがとうございます。地方側としても、さらに多くの提案を出していく努力を引き続き行っていきたいと思っております。

そして、資料2の最初のページになりますが、通しで言うと3ページです。全国知事会の提言では、地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、速やかな情報提供、協議の機会の設置を求めてきたところでございます。加えまして、先日の政府主催の全国知事会議においても、資料8のとおり、内閣提出法案のみならず、議員立法も含めて、計画等の策定を求める法令の規定や通知などについては、原則として新たに設けないことなどを改めて求めているところでございます。

2ポツの一括法案の提出等で、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談、地方側への早期の情報提供等を盛り込んでいただきましたが、記載された内容が実施され、地方側の意見を踏まえた法律案の修正などが可能となるように改めてお願い申し上げたいと思っております。

それから、この提案募集制度あるいは国と地方の関係全般においてです。この提案募集制度ですが、先程申し上げたとおり、大変前向きな対応をいろいろいただいております。国と地方、それから、有識者の先生方の綿密な検討の結果、様々な制度改正につながる大変有効な取組だと考えております。

しかしながら、立証責任とまでは言いませんが、地方側が支障事例や制度改正の効果といったことを我々が説明することも課されておりました。1つの改正事項を実現するだけでもかなり多くの時間と労力を要しておりますし、先生方にも大変な労力をいただいているところだと思っております。

提案募集制度の開始から多くの提案が提出されておりますが、10年近く経てまだ出続けているということも何を意味しているかと思うところがありますが、これをずっと延々と続けるということについても、限界や大変なところもあるのではないかと思います。

もともと今般焦点になっておりました計画策定についても、そもそもでいうと、国が何か施策を実行する上で、ある意味で言うと地方を指導するといえますか、地方の行動の箝の上げ下ろしとよく言われますけれども、国が地方を指導したい、あるいは地方が国から財政上そうしたことを求められるといったところに大本の原因があるのではないかと思います。

したがって、根本の地方分権の考え方、言い換えると国が常に地方を事細かに指揮し

なければいけないという考え方を抜本的に変えていくようなことを考えていかなければいけないのではないかと感じておりました、地方制度調査会での国と地方の役割分担に関する議論も踏まえ、地方分権をさらに充実させ、実質的なものにしていくための手法についても検討が必要ではないかと感じているところでございます。

私からは以上です。ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、引き続いて三木議員から御発言いただければと思います。よろしくお願います。

(三木議員) 長野県の須坂市長の三木ですが、市長会の立場で発言させていただきたいと思っております。

まず、今、御説明していただきましたように、高橋部会長をはじめ、提案募集検討専門部会の皆さんには本当に短期的に長時間にわたりまして調査をしていただきまして、対応方針を出していただきましてありがとうございます。事務局の皆さんにも感謝申し上げます。

今、湯崎議員からもお話がありましたように、約9割の成果というのは大変ありがたいと思っておりますし、各省庁も地方分権の大切さというものの理解が大分進んできたのではないかなということを感じました。

今回、資料7で主に御説明いただきましたけれども、計画策定についてナビゲーション・ガイドを作成していただくというのは本当に目からうろこの思いであります。このような基本的な考え方を示していただくということがすごく大切なことではないかなと思っています。私、先程のお話をお聞きいたしまして、このナビゲーション・ガイドを作ることで自体が地方公共団体にもプラスになりますし、また、国の省庁にもプラスになるのではないかと。そして、私ども市にとってもこういうナビゲーション・ガイドに基づいて様々な計画行政などを進めていく上でも極めて大事な視点であると思っています。

1つお伺いしたいのは、このナビゲーション・ガイドの対象となるのは、資料2では計画策定を含む法律案等となっておりますけれども、この法律案の「等」の中にはどういったものが含まれるかというのを教えていただきたいと思っております。例えば通知などで計画策定も求められる場合がありますので、そうしますとチェック機能が働かなくなりますので、その辺、よろしくお願したいと思います。

もう一つはお願いですけれども、今、計画のための計画というのが非常に困っております。財源だとか人の手当てをどうするかという観点もぜひナビゲーション・ガイドの中に入れていただくようにしていただきたいと思っております。

本当にこういう形でやっていただいたことに対しまして、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ナビゲーション・ガイドについては、現時点でコメントを室長からいただいた方がいかな。

(加藤室長) 法律案のみならず、計画を求めている、計画を作ることが記載されているものは含む方向で考えたいと思っております。狭義のことではなく広い意味で、その辺も含めまして「等」を付けていると御認識いただければと思います。

また、財源、人の手当てのお話もございました。これは作る過程の中で大いに議論したいと思えますし、どのような形で盛り込めるか考えていきたいと思っております。今の御意見は受け止めさせていただければと存じます。

(三木議員) ありがとうございます。今のように広く捉えていただくと非常にありがたいと思えます。

もう一つ、一つの提案として、もしナビゲーション・ガイドが作成された場合に、通知等で計画について策定するよにということが地方公共団体に来たときに、これはナビゲーション・ガイドに基づいているのかどうなのかということも、私どもの方で提案の結果どういう形になっているのかというのを調査等していただくことができるような仕組みづくりもしていただくとありがたいと思っております。

今の御回答は本当にありがとうございます。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。今後、計画策定等に関するワーキンググループ等で御検討する上で参照していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きでございますけれども、木野議員、御発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

(木野議員) 発言の機会をいただきましてありがとうございました。全国町村会から参加させていただいております。

議事1、2一括ということですので、まとめて発言させていただきます。

まず、前回9月の合同会議以降、2次ヒアリングということで関係省庁と再度御議論いただきました。いろいろ御検討いただきました専門部会の先生方にまずもって感謝を申し上げたいと思えます。

2次ヒアリングを経て、重点募集のテーマであります計画策定、デジタルというのはもちろんでありますけれども、重点事項とされた様々な支障の解消に資する成果がかなり得られたものと理解をしております。重点事項に係る対応結果、資料等を見ておりますが、その多くが前向きな回答となっておりますし、今後の進展が期待できると受け止めております。

ただ、資料を読んでいる限りでは、結論が得られるのは令和5年度中で、そこからまた措置を講ずるといような事項もちらほら見受けられます。そういうことありますと、もう少しスピードアップしてもいいのかなということが一つございます。

それから、これまでの過去における対応方針のフォローアップ状況の資料もあるわけ

ですけれども、ただ、受け止め方の違いがあるのかもしれないですが、その中には結論を先送りにしているのかなと思われるような部分も正直に言って見受けられますので、そうしますと、課題がだんだん積み上がってしまって、本来、計画策定に伴ういろいろな課題整理をする上でスピードアップを求められていたにもかかわらず積み上がってしまうというのはいかがなものか。その辺の対応をこれからしていただけるとうれしいなと思っております。

我々地方の現場もいろいろな意味で課題を抱えておりますので、課題の積み残しが生じないようにスピードアップを図っていただけたらうれしいなというところがございます。

それから、諸般の手続を進めていただきますし、各省でそれぞれいろいろな御検討をいただきまして、かなりスピードアップについてもフォローされてきていると思うのですが、なおかついろいろな議論を踏まえた中で、もう少しスピードアップしていただけるとうれしいなというのがございます。そういう意味で、事務局を担当していただいております内閣府、それから各省庁のいろいろな連携の中で少しスピードアップを図っていただければうれしく思います。

それから、ナビゲーション・ガイドの話が既に知事会、市長会の方から出ておりますけれども、これについては私どももすごく期待しております。いわゆる課題の整理という意味で、このナビゲーション・ガイドの中で何が議論されるのか、これからも注目をしてまいりたいと思っています。いずれにしても、そういうルールを作る中で、計画にこだわるあまり、計画行政の本来の姿というものがなくなってしまうのも正直に言って困ります。計画にこだわり過ぎてもいけないのかなと。本来の計画行政というのは何を切り口にしてやっているのかということをもう少し実効ある形で考えていただけたらと思っております。

それから、資料の中でも触れられておりましたけれども、地方六団体へ早期に情報提供をするということが、いずれかのニーズがあってそういう表現になったと思いますけれども、私どももそう思います。できるだけ早く情報提供をいただくことで、我々のこれからのいろいろなものに対する、また再度の要請なりということも出てくるかと思えますけれども、そのための時間をいただければ非常にうれしいなと。いずれにしてもスピードアップを迫られていますので、大変時間がないということは私どもも承知しておりますけれども、そんな中でもやはり考えて結論が出せるような時間をいただけたらと思っております。

感想も含めて申し上げましたけれども、皆様の御尽力に再度感謝を申し上げて、改めてのお願いということにさせていただきます。ありがとうございました。

(神野座長)　ありがとうございました。

それでは、引き続いて磯部構成員、御発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

(磯部構成員) ありがとうございます。

無事にといいますか、随分な回数の会合を踏まえて前向きな答えを多くいただいたと思います。この間、事務局の御尽力には本当に助けられまして、ありがとうございます。

特にコメントをここでしておくということを考えていなかったのですが、ナビゲーション・ガイドというのはきっと大きな意味を持ちそうだなと思って、その準備に心して当たらなければならないような気がしているということでもあります。

でもとにかく、今回、様々な計画策定にどういう負担があるのか、その支障についても実に様々なわけで、単に事務的な負担が多大であるというだけでなく、似たような施策間の関係が不明瞭であるとか、計画の期間の区切り方がまちまちであるとか、小規模な市町村と都道府県で事情がいろいろ違って、小規模では対応困難なものがあると、いろいろな支障がある中にどう実際にナビゲートできるのかというのは、実はとても大変なような気がしております。計画にこだわり過ぎてはいけないという御意見も直前にありましたけれども、本来の計画のよさというのを損なわない中で、しかし、様々な事柄を考慮して、計画にこだわらず、よりよい行政手法というのはどう多様にあるのか。本当に様々なことの実践を考えながらやらなくてはならないと、恐れおののいているというところでもありますけれども、大変な作業だなということを感じているところです。

無内容なコメントで申し訳ありませんでしたが、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

(神野座長) ありがとうございます。こちらもよろしくお願い致します。

それでは、伊藤構成員、御発言いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(伊藤構成員) どうもありがとうございます。

一つは対応方針についてです。2次ヒアリングまで参加いたしまして、2次ヒアリングのときにはまだ各府省と距離感がかなりあったような点につきましても、今回、対応方針で一定の方向性が示されているものが幾つかございます。これにつきましては、事務局が大変御尽力いただいたということだと思いますので、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

もう一つ、今後の計画行政の在り方、進め方ということでナビゲーション・ガイドというものを作成するという方針が示されました。これは既に議員の方々からも御発言があったとおり、非常に画期的なものだと認識しております。

この間、この計画策定についていろいろと検討する中で、一つの壁として私が認識していたのは、議員立法で計画が義務付けられているものがあるということでした。資料8の全国知事会の文章の最後の5というところにも「内閣提出法案のみならず議員立法も含め」と言及していただいております。

今回、ナビゲーション・ガイドを作成するというところで、中身については計画策定等に関するワーキンググループの方できちんと検討していただけたと思いますけれども、

これを作成した暁には、やはり議員立法を担当する部局、衆参の法制局とか事務局などにもぜひこのナビゲーション・ガイドというものの意義を伝える工夫が必要なのではないかと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、この会議室の方に御参加いただいております谷口議員、御発言いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(谷口議員) ありがとうございます。

今回も、1回目に引き続きまして、2回目のヒアリングを踏まえて、このような形で丁寧に御整理していただきまして誠にありがとうございます。

既に他の先生方が触れていらっしゃるように、今回もたくさんの案件が提案されている。コロナ禍というものが落ち着きを見せる中、事務のリプロセッシングなどを通じて効率的かつ効果的な方法を求める意図、また事務の棚卸しといったお取組が進んだ結果かなと思います。また、たくさんの案が円滑に出るように支援されている事務局の御尽力のおかげとも思います。提案も非常にたくさんあったなと思いますし、対応の割合も高く、取組全体が大変順調に進んでいると拝察いたしました。

先程、お話に出ておりました重点項目に関しても、時代の要請に合わせた項目について積極的にまとめられていると感じました。また、計画策定に関しては、自治体にとって計画策定や効率的で作りやすいものとなるよう、ナビゲーション・ガイドを作成していただくといった案も、非常に画期的で意義深いと思いました。

質問ですが、このガイドは自治体の皆様が計画を策定されるときガイドということでしょうか。一方で各省庁におかれましては、計画策定の依頼を効率化していただく必要がありますが、このガイドは誰が示すのでしょうか。各省庁が類似した計画策定を調整したり、統合したりするといった工夫のガイドも、ぜひ御考慮いただきたいです。

それから、ナビゲーション・ガイドにとどまらず、システム入力化していただくとお互い楽ではないかなと。こういった計画もシステムに入力していくような形になっているかと思うのですけれども、そういったところに毎年毎年記述をするのも大変と想像します。項目を選択する形になっているとか、システム化を進め、また入力結果をまとめて出力できるようにすれば、各省庁の方でも容易に報告書を作成でき、効率化が進むと思います。ぜひ国の省庁の工夫へのガイドも併せて御検討いただければありがたいと思いました。

以上です。

(神野座長) 室長からコメントの必要があれば承っておきます。

(加藤室長) 今の御意見、御指摘ありがとうございます。

主にナビゲーション・ガイドとして想定していますのは、むしろ国の側でどのような形で計画を地方に作ってもらうのか、あるいは計画ではなく、こういうやり方という

のを案内するといえますか、その整理をするということをございまして、基本的には国の省庁がそれぞれの計画なり、それぞれの所管に係る計画なり、その計画に係る行政分野につきまして、こういうやり方に改めていくためのガイドという認識でおります。

ただ、それによって、そのガイドを当てはめた結果として地方に今まで硬直的にこの計画を作れという形でなくなる。このような柔軟なやり方があるとか、まとめて作ってもいいよとか、必ずしも計画にこだわらずにこちらのやり方でいいというものが示されるということになりますので、地方の方もそれによってそれぞれの実際のフロントでの行政が非常に展開しやすくなると認識しております。認識といえますか、今、そういうことで考えておまして、そのようなものとして仕上げていければと考えております。

また、後段の方、システム入力といえますか、計画なり、そういったものにつきましてもデジタル化ということだと思います。これにつきまして、こちらも課題として受け止めておまして、ナビゲーション・ガイドの議論の中でこうしたものをどのような形で進めていくのか、あるいはそれをそれぞれの省庁にも推奨していくのかというのは十分検討してまいりたいと考えております。

(神野座長) よろしいですか。

それでは、市川議員、お願いできますか。申し訳ありません。

(市川議員) ありがとうございます。

本当にいつも丁寧に議論していただいております専門部会と事務局の方に感謝したいと思っております。

今回も中央省庁からかなりいろいろな協力の姿勢を感じております。また、御発言がありましたけれども、各地方の三団体の代表の皆さんの御意見ももつともだと思っております。

その中で、対応方針案ですけれども、これはもちろん全く異存はございません。併せて、計画策定等に係る今後の進め方におけるナビゲーション・ガイドは本当に素晴らしいアイデアだと思います。その点に関しては、今、加藤室長より御説明もありましたけれども、単に手続論の議論というだけでなく、ぜひ国と地方の役割分担の本質的な議論にもつなげていただいて、各市町村に自分達の働き方改革、業務改善にもつなげるのだという意識でぜひこの議論を進めていただき、実際に各市町村にも利用していただけるような仕組みがあればと思います。

それから、計画行政をいろいろ見直していく形になるのですけれども、一方、地方公共団体においては、それとは別に、施策に対してのPDCAも含めて、各現場での改善はしっかりとお願いしたいと思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、オンラインで御参加していただいております部会長代理の大橋構成員、御発言をいただければと思います。よろしいですか。

(大橋構成員) ありがとうございます。大橋です。

今年の計画の見直しを見て気が付きますことは、計画そのものを廃止するというのはいのほかに少なく、計画は存置されているのですけれども、結局、計画をやるときに地方公共団体が自分たちである程度一体的にやってもいいとか、あるもので代えてもいいとか、手続は自分たちに任せてほしいとか、期間についても自分たちでやらせてほしいというような形で、ある程度地方公共団体の執行体制に取り込むような形で認めてもらうという形で、代替提案のようなことを地方公共団体ができることが一つの道筋として出てきたのかなという気がいたします。

国の方ではそういうような形での整理というのはこれからさらにできると思うのですが、私が今一番関心を持っておりますのは、さっきから出ているナビゲーション・ガイドの名宛人が誰なのかということです。もちろん国の省庁は当然、先程、伊藤構成員がおっしゃったように法律の制定に当たる方にもこれを向けてほしいということと同時に、計画の話というのは国と地方の役割分担の話なので、国の方だけの話ではなくて、地方の方にもこれがどう及ぶのかということがとても大事だと思います。

提案を見ていて気が付きますのは、こんな細かいことを気にしなくてもいいのにといいくらい非常に国のことを気にして提案が出てきている。これは批判でも何でもなくて、それくらい地方の方が今までの細かい指示に対して指示応答型行政というのに慣れてしまっているようなところもあります。基本的な考え方は、総合計画主体は地方公共団体なのであって、いろいろな利害調整は市民に近いところでやる主体は地方なのであって、国の働きかけはそこに関してのサブで、やり方については地方に委ねるという計画についての哲学のようなものがあって、それに従ったシステムを作っていきましょうということだと思います。国の方にいろいろ注文を出すと同時に、地方公共団体の方にも、今までのような細かな国の指示が本来の姿ではなくて、自分たちが主たる計画主体なのであって、自分たちが総合的に扱う主体で、国の方もこういうナビゲーションでこれから計画を見直しますというような形で、ぜひナビゲーション・ガイドの名宛人を地方にも向けていただきたい。地方の方でその役割をもう一度再認識いただくというような手段にしないと、ここでの問題は役割分担の話なので、国の方だけ追い詰めてもなかなかうまくいかない気がいたします。両方に向かうような形の根っこの哲学も含んだような技術論を踏まえたナビゲーション・ガイドを作っていただけるとありがたいと思います。自分が入らないことも前提にして勝手な注文を言っていますけれども、ぜひそういうような形で計画策定等に関するワーキンググループの先生に頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、小早川座長代理、オンラインで御参加いただいていると思いますので、御発言をいただければと思います。

(小早川構成員) ありがとうございます。小早川です。

皆様からのいろいろな御発言などを伺っていて、私が言いたいなと思っていたかなりの部分は既に言われてしまっておりますが、ですから、重複するかもしれませんが、若干申し上げます。

まず一つは、これまでの今回の作業がようやくまとまりかけているということで、それについての感想です。既に御指摘がありましたように、私も1次ヒアリング、2次ヒアリングに全部ではありませんが参加させていただいて、さすがに抵抗がありそうだなと思う案件についてはやはり抵抗があるなという感想を持っていたのですが、しかるにその後の、これはまさに事務局の御努力だと思いますけれども、今日のまとめを拝見していますと、相当の進歩がその間にあるなという感じがございます。各府省の皆さんも、一応公の場では頑張ってみせなくてははいけないけれども、実際のところ、かなりの程度に共通理解を作っていただいているのかなと。少し楽観的かもしれませんが、そういう印象も持っております。こういうシステムがあって、地方のためになるだけではなくて、各府省にとっても、従来、縦割りで特定の政策目的追求に追われている状態で、行政のやり方、手法全般について冷静に振り返ってみるという機会がなくて、こういう提案募集という方式でもってそれぞれの府省の方でも考え直していただく機会になっているのだとすれば、大変結構なことだなという感じを持ちました。

もう一点は、今後のこととして、既に皆様から大変関心を投げかけられていますナビゲーション・ガイドというものについて、私も大変興味を持っている次第ですが、ただ、これは一体どういうことになるのか、まだイメージがなかなかつかめないというのが正直なところでもございます。

まず、このネーミングからして、これは私だけかもしれませんが、かなり新しいという感じを持っています、これまでですとガイドラインだとか、ガイドブックだとか、何とかマニュアルだとか、いろいろな文書名がありますけれども、そういうものとまた違うものなのかなと。私、行政法研究者でありますけれども、行政法の教科書にも法令、通達、通知、その他いろいろ書いてあるのですけれども、その中でこれは一体何なのだろうなということもございます。もっと具体的に言えば、先程から御指摘があるように、これは一体誰に向けられたものなのか。そして、その際、その名宛人に対して、どのように働くのか。これは、各府省であったりするのでしょうか、できますれば、立法者に対して、法律を制定する際の立法原則としても働くのか。さらには、その立法者の中には議員立法も入るわけなので、それに対してはどのように働くのか。そういう立法原則のようなことも含めた意味でどの程度の拘束力があるのか。その辺、これからの議論なのかと思っておりますけれども、注目して見守っていきたいと思っております。

それは法形式の議論なのですが、実質的な方向性という点から申しますと、これも既に御発言がありますが、各府省、さらには国会議員の皆さんに対するナビゲーションということが大事なのだと思うのですが、地方に対する関係ではどうかというところ

ろはなかなか微妙かもしれません。下手をすると、このナビゲーション・ガイドに書かれていることは了解されたルールである、だから、それに乗っかっていけば文句は言えないよとか、あるいはここに書かれている考え方に地方も準拠しなければいけないよとか、ナビゲーション・ガイドそのものが地方に対する努力義務規定みたいなことになってしまうということはないか、考え過ぎかもしれませんけれども、そういうことは気になるところであります。

複数の方が言われたように、計画を策定させることが大事なのではなくて、本来の計画行政の在り方を考えることが大事だと、私も全くそうだと思います。それを考える主体は地方自治体自身でなければならないということだと思うので、この辺は、国と地方の関係をこのナビゲーション・ガイドで規律するということと同時に、本来あるべき計画行政というものについて、それはいかにあるべきかということ自治体の側でぜひ頑張って議論し、理論化し、また、実行していただきたいと考えます。それは、政府の方針に期待するというだけではなくて、各自治体、特に全国知事会、市長会、町村会といったところで本来の地方自治行政における計画行政の在り方というものをしっかり考える雰囲気を作っていただければと思う次第です。

あと、せっかく考えるのであれば、ナビゲーション・ガイドのカバーする範囲は広い方がいいと思います。ですから、法律だけではなくて通知等も含めるということは結構なことだと思います。その際に大事なのは、最初に申したことに関わりますけれども、実効性をどうやって担保するか。そこの仕組みがやはり重要だし、また、難しいなという感じはいたしました。

もう一つ、対象範囲という場合に、法律は含むというわけなのですけれども、その関係で、今回の計画策定に関する検討の中でも最初からずっと出ている問題があって、典型的なのはいわゆる努力義務規定です。今回の実績でも、計画策定の規定の廃止まで行くものは少なく、という話がありましたけれども、これもある意味努力義務規定の問題なのかなと思っております。努力義務なのだから廃止することはないだろう、縛りがそんなに強くないのだと考えればいいということで問題を解決していく、そういうものが結構多いのではないかと思うのです。それはそれでいいのだけれども、そもそも立法において努力規定というのは一体何なのだろうか、そういうものが本当にこれだけたくさんあっていいのかということを考え直す一つの縁にもしていただければいいなと。

非常に期待が大きいものですから、いろいろ注文がたくさんございます。差し当たり、言いたいことの全部ではないですが、かなりのことを申し上げました。

以上で私の意見といたします。

(神野座長) ありがとうございます。

たくさんの有意義なアドバイスを頂戴いたしましたが、事務局から特に御発言があれば承っておきます。

(加藤室長) いずれも重要な論点でございまして、議論なり整理をきちんとさせていた

だければと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、高橋部会長、御発言をいただければと思います。

(高橋部会長) 今年度の成果について肯定的な評価をいただきまして、ありがとうございます。作業に当たった事務局の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

私からは提案募集の話そのものとナビゲーション・ガイドのことに分けて申し上げます。

まず、提案募集そのものについて、フォローアップをしっかりと実施しろという御意見を頂戴したと思います。府省の政策サイクルがあって、その政策サイクルに合わせた段階で見直さなくてはいけないということを言われますと、それを外れて変えろというものなかなか難しいというところもありまして、若干、先送りになったところがございます。こういう案件については事務局にもよく御相談、御配慮いただいて、部会でしっかりフォローアップできる体制を今後も堅持していただければありがたいと思っています。

それから、提案募集方式そのものの在り方についても御意見を頂戴したと思います。私、10年作業を実施してきて、10年という期間はすごく長い。社会の変化というのは物すごく大きいなと感じました。傍から見てきた時期もございましたが、分権に40年ぐらいろいろと関与してきて、10年10年ごとに課題は大きく変わってきたと思います。その中で、この10年、社会の変化の中で国と地方の役割分担というのも大分変わってきた。特にデジタル基盤については国の役割が大きいということで法律も作ってきました。そういう意味では、やはり再定義の作業は恒常的に求められる。役割分担もです。

そういった意味で、大きなところは市川議員が会長を務められています地方制度調査会でしっかりトップダウンでやっていただければありがたいと思いますが、その一方、やはりボトムアップで現場から国・地方の役割分担の再定義を常に問い続けていくという提案募集方式というのは非常に重要なのではないかと考えてやってきました。そういう方向でぜひ続けていきたいと思っています。

それが提案募集方式そのものの話です。計画のナビゲーション・ガイドについては計画策定等に関するワーキンググループにお願いするということになります。私の方からも3点ほどお願いがあるということです。

1点目は、先程御指摘いただきました法律以外の「等」に含めるということも重要であるということについてです。通知等についても逃さないというところで、「等」を含めるというのは極めて重要だと思います。ただし、その一方で、義務付け・枠付けの法定主義から言うと、通知で計画策定を義務付けるというのは邪道で、本来あってはならないことなのだ。そういう脱法的なことはやめてほしいという観点でナビゲーション・ガイドは作っていただければぜひありがたいなと思っています。

2点目に、議員立法のお話が出ました。今回も議員立法については省庁といろいろ話

して議論したところでございますが、まず法令の所管領域を持っている省庁として、施策を効率的に進めるには計画体系をきちんと見通しよくする必要があるのでということをぜひ議員の先生方に御説明いただくというのが大事であろう。計画の必要性と負担というのと併せて、どのように立法したらいいのかということをぜひ議員の先生方に考えていただくということを省庁からお願いするということが重要だろうと思いますし、議員立法の策定をお手伝いしていただく議員の法制局にもその辺しっかり意思疎通をしていただくということも重要なのではないかと。ただ、これは当然お願いベースだと思います。

その上で、法令所管官庁としては、当該領域について責任を持っていることから、議員立法を受け止めて計画体系を美しく見通しよく構築していくというのは、議員立法を前提として閣法できちんと対応できるのではないかと。作られた議員立法を前提にして閣法の方でしっかり計画体系を見通しのいい形で再構築する責任は法令所管官庁にありますし、そういうことができる立場にあるのではないかと考えています。

そういう意味で、閣議決定になるかよく分かりませんが、政府が決めたことを法令所管官庁は守るべきでございますので、議員立法を前提として閣法で計画体系をしっかりと受け止めて再構築するという責任があるということを明確にさせていただいて、各府省に御理解いただければありがたいと思います。また、それが、先生方から御指摘いただきましたように、府省が本来あるべき当該領域の政策を効率的かつ円滑に進める上で必要不可欠だと思います。国民に見通しが悪いような計画で効率的に施策が進むはずがない。その施策を進める地方公共団体が本当に苦勞している計画体系で政策がうまく行くはずがないのだと。要するに、究極的には、国の施策が進むためには体系的、かつ、合理的な政策体系になる必要があるのだということを理解していただくことが重要であり、そういうことはきっとできるのではないかと考えていますので、ナビゲーション・ガイドにはそういうことを明確にさせていただければありがたいと思っています。

3点目に、総量規制の話もありますが、どうしても努力義務が残る場合についてです。今回、33ページにございます重点事項の21で、努力義務とされていても、できない場合にはそれにふさわしい施策をすれば、それは努力義務に従ったことになるのだと。そういうことを明確にさせていただくことを今回通知で明確にするということをお約束いただきました。どういう形で努力義務の規定を踏まえて作業を実施すればよいか、努力規定に沿った、行財政能力に合った形でどういうふうにやればできるのだということを各府省で明確にさせていただければ、それが本来の努力規定の意味だと思います。要するに、デジタルで0か1で、1ならいい、0なら全然駄目である、という0か1かの択一ではなくて、中間といいますか、0.1、0.2、0.8ぐらい、0.9まであると思いますが、そういう努力が評価されるのだということを各省の方で明確にさせていただければ、努力規定の意義が明確に発揮できるのではないかと考えています。そういう方向でぜひナビゲーション・ガイドの御検討をいただければありがたいと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

一当たり議員及び構成員の皆様方に御発言を頂戴いたしました。重ねて御発言がございましたら承っておきたいと思えます。いかがでございましょうか。よろしいですか
それでは、どうもありがとうございました。多くの生産的な御議論を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

今日の重要な議題でございます対応方針案につきましては、今、部会長からも御発言がありました。私の印象でも肯定的な評価をいただいているかなと思っております。特に部会の構成員の方々や、とりわけ事務局の努力についてたたえていただく御発言が相次いだと考えておりますので、今回の対応方針案につきましては、文言の調整等がある場合もございまして、それにつきましては私の方に御一任していただくということを前提にして、今回の対応方針案については有識者会議として了承していただいたとさせていただきますと思えますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきますと思えます。ありがとうございました。この有識者会議として対応方針案を了承したということにさせていただきます。

従いまして、政府におかれましては、本日、様々な有意義な御議論を頂戴しておりますので、それを参照しながら、政府の対応方針の決定に向けて各府省との最終的な調整をお願いする次第でございます。

また、計画行政の進め方につきましては、ナビゲーション・ガイドにつきまして多くの期待が寄せられ、逆に期待が多いがゆえにですが、様々な心すべき点等も御指摘いただいておりますので、今後、計画策定等に関するワーキンググループでもって、ナビゲーション・ガイドの作成に向けて具体的な検討を進めていただければと考えております。よろしく願いいたします。

ほか、御発言はございますでしょうか。よろしいですか。

特に御発言がないようですので、最後に、大変御多用中のところを和田副大臣に御臨席を頂戴いたしております。御挨拶をいただければと思えます。よろしく願います。

(和田副大臣) 各議員、構成員の皆様、本日は御多忙のところ、御参加、御参集いただきまして、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続く中、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて多大なる御尽力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

皆様方のおかげで、地方の現場で困っている支障を解決して欲しいという切実な提案について、数多くの実現、対応をすることがおかげさまでできました。政府としては、本日御了承いただきました令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案について年内に閣議決定を行うべく、関係府省との最終的な調整を進めてまいりたいと思えます。

先生方におかれましては、計画行政の進め方も含め、引き続き地方分権改革の推進に

向けて御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後まで熱心に御議論を頂戴したことに深く感謝を申し上げて、議員、構成員の皆様方の御協力でもって、時間を少し余しながら、今回の合同会議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)